

令和元年6月19日現在

機関番号：34427

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17010

研究課題名（和文）新時代の刑事司法における新たな「刑事手続打切り論」

研究課題名（英文）The Theory for Stay of Criminal Proceedings on the Criminal Justice for a New Era

研究代表者

岩崎 正（IWASAKI, Tadashi）

大阪経済法科大学・法学部・准教授

研究者番号：90757915

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：わが国における「刑事手続打切り論」は、1990年代前半を最後に、活発な議論がなされていない。ところが、現実の刑事訴訟実務においては、手続打切りが争点となるだけでなく、実際に手続が打ち切られた事例も存在している。しかしながら、それらの打切りの根拠・基準等はかならずしも明らかではない。そこで、本研究は、コモンウェルス諸国において発展した判例法理である「訴訟手続濫用（Abuse of Process）の法理」と、わが国の近時の最高裁判例をもとに、新時代の刑事司法制度における新たな「刑事手続打切り論」を提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、コモンウェルス諸国において発展した判例法理である「訴訟手続濫用（Abuse of Process）の法理」について分析し、同法理の適用基準として2つのカテゴリーが判例法理として示され、その後の同法理の発展の基礎となったことが明らかになった。これと並行して、訴訟能力の欠如およびその回復可能性がないことを理由に手続を打切った最高裁判例（最判平成28年12月19日）を分析した。これらをもとに、わが国においても、「固有の権限」として裁判所が手続打切りの権限を有するといえることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In Japan, the "Theory for Stay of Criminal Proceedings" has not been actively discussed since the end of the early 1990s. However, in actual criminal litigation practice, not only whether to be stayed becomes a point of issue, but there are actual cases where the procedure was stayed. Also, in those cases, it is not clear which norm was taken considered to decide whether to stay the procedures. In this research, it is presented the new theory on the Criminal Justice for a New Era for this subject, namely "the Theory for Stay of criminal proceedings," based on the case law of the "abuse of process," which has been developed in Commonwealth countries, and on the latest judicial precedents in Japan.

研究分野：刑事訴訟法学

キーワード：刑事手続打切り 固有権 刑事手続の目的 公訴権濫用論 訴訟条件

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、本研究開始までに、「刑事手続の目的」の観点からみた打ち切り論という枠組みを提示することで、新たな理論構築を一定程度示すことができていた。しかしながら、残された課題は少なくなく、さらなる比較法的観点からの手続打ち切り論へのアプローチが必要であった。そこで、コモンウェルス諸国において発達した判例法理である「訴訟手続濫用（Abuse of Process）の法理」に着目していた。

2. 研究の目的

わが国における「刑事手続打ち切り論」は、1990年代前半を最後に、活発な議論がなされていない。ところが、現実の刑事訴訟実務においては、手続打ち切りが争点となるだけでなく、実際に手続が打ち切られた事例も存在している。また、特殊過失事例に対するダイバージョンを選択するためにも、刑事手続の打ち切りが活用されてよい。そこで、本研究の目的は、コモンウェルス諸国において発達した判例法理である「訴訟手続濫用の法理」と、わが国の近時の裁判例をもとに、新時代の刑事司法制度における新たな「刑事手続打ち切り論」の体系を構築することである。

3. 研究の方法

まず、「訴訟手続濫用の法理」の各国（とりわけ発祥地となったイギリス）における判例の展開を検討し、同法理の実質的根拠を明らかにする。とくに、「証拠の廃棄・喪失」に関する訴訟手続濫用法理についての基本的枠組みの体系的整理を行う。初年度においては、「証拠の廃棄・喪失」の場合についての同法理の展開がある程度明らかになったが、そこで示された適用基準がさらに別の領域で発展を見せていることも判明した。そのため、証拠の廃棄・喪失以外の分野における訴訟手続濫用法理の展開についても分析を行った。

並行して、近時の裁判例における手続打ち切り論に関する主張・判断を分析した。とりわけ、訴訟能力の欠如およびその回復の見込みがないことが手続の打ち切りを導くかが争われた事例につき、平成27年11月16日に示された名古屋高裁の判断を検討し、その上告審である最高裁判例[最判平成28年12月19日刑集70巻8号865頁]につき、その分析をもとに、刑事手続打ち切りの法形式について一般的な理論枠組みを示すことができるのではないかと考え、判例評釈を作成・公表した。

本研究課題の完成年度となる平成30年度は、これまでの研究で明らかになった「訴訟手続濫用の法理」の基本理念が、私見である刑事手続の目的を軸とした刑事手続打ち切り論とどのような関係に立つのかという観点に加え、手続打ち切りに関する新たな枠組みを示した上記最高裁判例評釈から得られた知見を基に、研究報告等を通じて洗練させ、新時代の刑事司法における新たな「刑事手続打ち切り論」を構築することを目標とした。

4. 研究成果

本研究で目指した成果は次の3点である。

(1) 「訴訟手続濫用の法理」の各国（とりわけ発祥地となったイギリス）における判例の展開を検討し、同法理の実質的根拠を明らかにする。

(2) 「訴訟手続濫用の法理」の適用場面（とりわけ証拠の廃棄・欠如の場合）についての基本的枠組みの体系的整理を行う。

(3) 上記(1)および(2)で得られた成果に基づき、手続打ち切り論に関する近時の裁判例も参考にしながら、新たな刑事手続打ち切り論を構築する。その結果、これまで研究してきた「刑事手続の目的と手続打ち切り論」を、どのように位置付けることができるかを解き明かす。

(1) については、訴訟手続濫用法理は、裁判所の「固有の権限（inherent jurisdiction）」として、裁判手続が濫用されることを防ぐために、手続を打切る権限を認めるものであり、イギリスを中心に英連邦系諸国のコモン・ロー上、相互に影響を及ぼし合いながら発展してきたものであり、現在まで様々な場面で同法理の適用が確認できる。その検討の結果、訴訟手続濫用の法理は、刑事手続を打切る権限を裁判所の「固有の権限」から導いていることが明らかになった。同法理は、自己の手続をコントロールする裁判所自身の責任に基づくものと位置付けられ、行政などの他の国家機関の権限を侵害するかどうかとは次元が異なる問題とされている。その裁判例においても、訴追者に対する懲罰的な目的や、訴追がなされるべきではないという裁判所の考えを反映するために手続が打ち切られるのではないと強調される。

(2) については、イギリスにおいて捜査機関等による証拠の廃棄等が行われた場合の裁判例を分析した結果、そのような場合、訴訟手続濫用法理が適用されることが示されたとともに、①被告人が公正な裁判（fair trial）を受けることが出来ない場合（カテゴリー1）と、②被告人が審理されることが不公正（unfair）である場合（カテゴリー2）の二つのカテゴリーが存在することが明らかとなった。

(3) については、具体的には、「訴訟手続濫用法理」の展開および基本理念から、わが国においても裁判所の固有権としての手続打ち切りの権限を肯定することができることを示した。そして、上記最高裁判例が、「訴訟手続の主宰者である裁判所」が被告人の訴訟能力の回復の見込みがない場合に明文の規定がなくとも刑法338条4号に準じて公訴棄却判決をなすことができるとしてことから、裁判所の手続打ち切り権限を導くことが可能であると分析した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① 岩崎 正、証拠の喪失・廃棄に関する訴訟手続濫用法理の展開と手続打ち切り論、阪大法学、査読無、66巻1号、2016、101-122
- ② 岩崎 正、刑事手続打ち切り論の現在—井戸田侃博士の「公訴権濫用論」をもとに、近畿大学法学、査読無、65巻2号、2017、244-258
- ③ 岩崎 正、被告人に訴訟能力がなくその回復の見込みがない場合に刑訴法338条4号を準用して公訴棄却判決により手続を打切ること認めた事例—最判平成28年12月19日刑集70巻8号865頁、大阪経済法科大学法学論、査読無、78号、2018、159-182
- ④ 岩崎 正、刑事手続打ち切り論について、刑法雑誌、査読無、58巻2号、2019、印刷中

〔学会発表〕(計5件)

- ① 岩崎 正、刑事手続の目的と手続打ち切り、日本刑法学会関西支部会、2016年
- ② 岩崎 正、井戸田先生の「公訴権濫用論」の現代的意義、刑事訴訟法研究会(大阪)、2016年
- ③ 岩崎 正、刑事手続打ち切り論について(刑法学会プレ報告)、第569回刑法読書会、2018年
- ④ 岩崎 正、刑事手続打ち切り論について—最判平成28年12月19日刑集70巻8号865頁を中心に—、刑事訴訟法研究会(大阪)2018年4月例会、2018年
- ⑤ 岩崎 正、刑事手続打ち切り論について、日本刑法学会第96回大会、2018年

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

○取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。